

■低炭素建築物関係手数料－1

令和5年4月1日 西尾市

区分	事前審査	建築物			手数料(円)	
認定申請	あり	一戸建ての住宅			5,200	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分	1戸	5,200	
				2～5戸	10,300	
				6戸以上	17,500	
		複合建築物の非住宅部分	300㎡以内	10,300		
			300㎡超え	17,900		
		非住宅建築物		300㎡以内	10,300	
				300㎡超え	17,900	
	なし	一戸建ての住宅		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	19,100	
				その他のもの		37,100
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	1戸	19,100
					2～5戸	35,900
					6戸以上	51,900
			その他のもの	1戸	37,100	
				2～5戸	74,900	
				6戸以上	105,400	
		複合建築物の非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	95,000	
				300㎡超え	121,000	
			その他のもの	300㎡以内	248,400	
		非住宅建築物		300㎡超え	311,200	
省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内			95,000		
非住宅建築物		300㎡超え	121,000			
		その他のもの	300㎡以内	248,400		
非住宅建築物		300㎡超え	311,200			
		300㎡超え	311,200			
変更認定申請	あり	一戸建ての住宅			3,200	
		共同住宅等	住戸のみ、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分	1戸	3,200	
				2～5戸	6,200	
				6戸以上	10,500	
		複合建築物の非住宅部分	300㎡以内	6,200		
			300㎡超え	10,700		
	非住宅建築物		300㎡以内	6,200		
			300㎡超え	10,700		
	なし	一戸建ての住宅		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	10,100	
				その他のもの		19,200
		共同住宅等	住戸のみ、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	1戸	10,100
					2～5戸	19,000
					6戸以上	27,700
			その他のもの	1戸	19,200	
				2～5戸	38,500	
				6戸以上	54,500	
		複合建築物の非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	48,600	
				300㎡超え	62,300	
			その他のもの	300㎡以内	125,200	
				300㎡超え	157,400	
非住宅建築物		省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	48,600		
		300㎡超え		62,300		
		その他のもの	300㎡以内	125,200		
			300㎡超え	157,400		

■低炭素建築物関係手数料－2

令和5年4月1日 西尾市

共用部分・非住宅部分がある場合の加算手数料

区分	事前審査	建築物の部分		手数料(円)	
				300㎡以内	300㎡超え
認定申請	あり	共用部分		10,300	17,900
		非住宅部分		10,300	17,900
	なし	共用部分		118,500	149,700
		非住宅部分	省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)	95,000	121,000
			その他の場合	248,400	311,200
変更認定申請	あり	共用部分		6,200	10,700
		非住宅部分		6,200	10,700
	なし	共用部分		60,300	76,600
		非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	48,600	62,300
			その他の場合	125,200	157,400